

陳情第24号	受理年月日	令和3年4月27日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備を求める意見書の提出について	
要旨	<p>我が国では、夫婦の3組に1組が離婚しており、離婚家庭の未成年者21万人の約7割に当たる15万人が片方の親に会っていない。先進国で我が国のみが採用する単独親権制度により、別居・離婚に伴う親権・監護権争いを優位に進めるため、子供の連れ去り別居や、親子引き離しが後を絶たない。</p> <p>不当に子供を連れ去られた一方の親は、継続性の原則の下、親権・監護権を奪われ、養育費を支払っても面会交流が認められず、愛する我が子と断絶状態となってしまい、苦しさのあまり自殺する親が相次いでいる。</p> <p>子供の連れ去り・引き離しは非人道的行為であり、欧米の先進国などでは誘拐や児童虐待に該当する刑事事件として扱われるが、我が国では法的な制限がなく、家庭裁判所が監護の継続性を重視して、先に監護を始め、継続している事態を追認していることから生じている。</p> <p>このような状況から、国内外から様々な問題が提起されているにもかかわらず、現段階では法整備について議論されていない。</p> <p>日本の宝である子供たちが、両親から愛情と養育を安定して受けることは最大の利益であり権利である。連れ去り、引き離しという人権侵害に真摯に向き合い、世界標準となる法改正を実現することが、子供たちの健全な発達、ひいては国の繁栄、国際問題の解決につながる。</p> <p>ついては、下記の内容の法整備を求める意見書を国に提出していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 養育環境を整え、両親の子育て責任を明確化するため、別居・離婚後の共同親権・共同養育制度への民法改正を行うこと。 2 同意なく子供を連れ去った場合は、子供を速やかに元の場所に戻し 	

(続 く)

て養育について話し合うこととし、応じない場合は、連れ去られた親に暫定監護権を与えること。

- 3 主たる養育親の決定について、他方の親に、より多くの頻度で子供を会わせる、フレンドリーペアレントルールを導入すること。
- 4 離婚家庭の貧困化対策として、養育費の取決めと併せ、子供と離れて暮らす親に年間 100 日以上の面会・養育を義務化すること。
- 5 DV防止法の届出について、法を悪用しないよう警察の捜査を義務づけ、親権・監護権を目的とした主張や、引き離しを目的としたねつ造DVに対する罰則を強化すること。捜査で事実が確認できれば、届出を受理して子供を相談者に引き渡し、事実が確認できなければ、届出は不受理として子供を元の場所に引き渡すこと。
- 6 児童相談所は、親権のない親やその祖父母についても常に調査し、親権の変更審判など、最大限子供の利益となるよう行動すること。
- 7 外国人の特別養子縁組を禁止すること。特別養子縁組後、生存確認や、子供に対する縁組継続の意思確認を 18 歳まで行うこと。特別養子縁組した子供であっても、実父・実母の氏名を戸籍上削除しないこと。また、子供が合法的に売買されてしまうことを防ぐため、親権者や子供が養子縁組を希望しなければ、特別養子縁組ができないようにすること。